

学校いじめ防止基本方針

令和5年5月改定

1 いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽く体をぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

以上のような行為が例に挙げられるが、これらの行為以外のささいなことが重篤ないじめにつながることを教職員で理解し、早期に指導をしていくことが大切である。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

本校に在籍する児童生徒は、小学部から高等部までと年齢差に加え、知的障害の程度の幅も広い。更に、12年間を本校内だけで過ごす児童生徒に加え、中・高等部段階で転入学してくる生徒も多くいる。彼らの中には、通常学級

に在籍した経験のある児童生徒もあり、その期間にいじめを受けたり、嫌な経験をしたりした児童生徒もいる。そのため、他者からは小さなことに見える事柄でも、以前経験したことを思い出して、つらいと感じるケースがあることを理解しておかなければならない。また、障害特性から、大きな声で話されると「叱られた」と感じたり、感覚過敏があるために少し触れたときに「叩かれた」と感じたりすることもあるので、その事案があったときの状況や経緯を丁寧に吟味していくことも必要になる。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷つき、重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、対応が難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。そのため、学部会、学年会等で児童生徒間の小さなトラブルや気になることを共有し、学年の記録用紙に記入をする。

2 学校で実施すること

校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者と連携の本校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

策定に当たっては、児童生徒の発達の特徴に沿ったものとする。学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながる。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につなげる。さらに、学校ホームページでの公表や、教職員の意識や取り組みを学校評価等で定期的に点検し、基本方針の見直しを適宜行う。

(2) 組織の設置

いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの実態把握・分析、いじめ防止対策の協議・検討を行う。

委員会名	構成員
いじめ防止対策委員会	・校内委員会…企画会メンバー，生徒指導課長（年2回実施）
家庭・地域との連携	・PTA役員…PTA会長，副会長，理事
関係機関との連携	副校長が中心となり、警察・児童相談所・医療機関・法務局と必要に応じて連携する。

(3) いじめの防止等の対策

ア いじめの未然防止

(ア) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。特に発達障害を

併せもつ児童生徒には、その都度、望ましい行動を具体的に教えながら、集団生活の中で適切な関わりができるよう導く。

(イ) 子どもの自主的活動の場の設定

生活単元学習や、作業学習などの様々な教育活動の中で、児童生徒が意欲的・主体的・協同的に学べるようにする。また、学級活動や児童会活動・生徒会活動などで、子どもが自主的に活動する場を設定する。

(ウ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

(エ) 教職員の資質向上

教職員に対し人権研修を毎年実施し、子どもの人権を尊重する感覚を磨くよう務めている。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、速やかに学年主任、学部主事に報告をし、いじめに係る情報を抱え込むことがないようにする。

必要に応じていじめ防止対策委員会委員会を開催する。また、学部会、学年会を通して児童生徒間の小さなトラブルや気になる点を情報共有し、記録をする。小さな事案も教職員が認知し、重篤な状況にならないように早期対応をするよう努める。記録は、いじめ防止対策委員会で供覧することで情報共有を図り、その都度必要性に応じた対応を行っていくことで組織での対応力を高めていく。

(イ) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を丁寧に行い、併せて保護者からの連絡ノート等を通して、家庭での変化も見逃さず把握する。また、子どもへの定期的なアンケート調査等も行う。

(ウ) 相談体制の整備

スクールカウンセラーの協力を得、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る。

(4) いじめ発生時の対応

ア 学校のいじめに対する措置

(ア) いじめの発見

いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、速やかに、学校いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告する。

(イ) いじめへの対応

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじ

めを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

(ウ) いじめ被害者への配慮

必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。

(エ) 保護者への対応

いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

(オ) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが解消している状態でも、再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。

(カ) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

(キ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。

イ 関係機関等との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席してい

るとき。

ウ 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、設置者の判断のもと、速やかに学校に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急がない。なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要になる。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。